

1 業務概要

(1) 業務名

マレーシアにおける県産のイチゴ、柿等プロモーション業務

(2) 適用範囲

本業務説明書は、奈良県が受託業者に委託して実施するマレーシアにおける県産のイチゴ、柿等プロモーション業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

(3) 業務の目的

これまでにマレーシアの県産のイチゴ、柿等の輸出先国としての有望性を検討し、特に飲食店等の実需者からのニーズがあることが明らかになった。そこで、実需者への県産のイチゴ、柿等のプロモーションを通じた需要の喚起により、マレーシアでの輸出拡大が見込まれる。

このため本業務では、現地飲食店等の実需者に対する県産のイチゴ、柿等のプロモーションを行った上でフェアを展開し、マレーシア市場への県産のイチゴ、柿等の需要喚起を図り、マレーシアへの輸出拡大を目指す。

(4) 委託上限金額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(6) 業務内容

①対象品目

- ・県産のイチゴ、柿およびその加工品（以下、「県産のイチゴ、柿等」という。）を必須とし、その他でマレーシアへの輸出拡大が見込める品目がある場合は追加することも可とする。

②実需者への県産のイチゴ、柿等のプロモーション

- ・実需者に訴求し、③記載のフェアの実施および継続取引につながるよう県産のイチゴ、柿等のプロモーションを行うこと。実需者は飲食店やホテルのシェフの他、小売店や現地輸入業者のバイヤー等も含める。

③県産のイチゴ、柿等フェアの実施

- ・プロモーションを実施した事業者の中から県産のイチゴ、柿等フェア（以下、「フェア」という。）を実施する事業者を募り、フェアを実施させること。
- ・フェアでは県産のイチゴ、柿等を PR した上で、飲食店の場合は県産のイチゴ、柿等やそれらを使用したメニューを提供し、小売店の場合は県産のイチゴ、柿等を販売すること。フェアは県産のイチゴ、柿等それぞれについて複数店舗で5営業日以上実施すること。なお、県産のイチゴ、柿等で同店舗、同時開催も可とする。
- ・フェア実施事業者へメニュー開発のためのサンプル提供等支援を行うこと。なお、サンプルの購入費は事業費に含めるものとする。
- ・各種メディアや SNS 等でフェアの現地での情報発信を行うこと。

- ・産地情報の提供等、フェア後の継続取引につながる取組を行うこと。
- ・フェアで使用する県産のイチゴ、柿等は事業費に含めないこととする。

④商流構築

- ・県産のイチゴ、柿等についてフェアやその後の継続取引で利用を見込める商流を構築し、実需者に情報提供すること。既存の商流がある場合はそれを活用することも可とする。

⑤事業者との調整と必要物品等の調達

- ・プロモーションおよびフェア実施に必要な調整を事業者等を行うこと。
- ・プロモーションに使用する試食品やサンプル等の必要な物品、資材等の調達は業務に含めるものとする。また、輸出に係る諸手続についても行うこと。

⑥実需者の意見聴取・分析

- ・県産のイチゴ、柿等のマレーシアへの輸出拡大につなげるために、プロモーションを受けた事業者およびフェア実施店舗から意見を聴取し、分析した上で報告書にまとめること。

⑦その他

- ・業務の進捗状況およびその後の実施内容を確認するため、県の担当者と毎月1回以上の打ち合わせを実施すること。
- ・業務完了後は、速やかに委託業務完了報告書（第1号様式）を県に提出すること。

2 その他留意事項

- （1）契約書の作成を要する。
- （2）提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とする。
- （3）提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は、認めない。
- （4）提出された提案書は特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （5）提出された提案書およびその複製は、提案書の特定以外に無断で使用しない。
- （6）提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- （7）提出された書類は返却しない。
- （8）この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- （9）本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- （10）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含めるものとする。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべてが奈良県に帰属するものとする。

- (11) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとします。
- ①奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第三条に基づく、別記 1「個人情報特記事項」を遵守すること。
 - ②奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記 2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
 - ③その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

(第1号様式)

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地

商号

代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称 マレーシアにおける県産のイチゴ、柿等プロモーション業務

2. 契約年月日 令和 年 月 日

3. 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

4. 成果品

- ① 成果報告書
- ② 経費明細書（様式は自由）
- ③ 業務の成果に関する資料
- ④ その他、知事が必要と認める書類

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1章 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3章 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4章 乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6章 乙は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7章 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8章 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9章 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10章 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11章 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12章 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は受託事業者をいう。

別記 2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。